

利用者負担金

営業日・営業時間

営業日	毎日営業		
営業時間	日勤	午前 8:00 ~ 午後 6:00	
	早朝	午前 6:00 ~ 午前 8:00	
	夜間	午後 6:00 ~ 午後 10:00	
	深夜	午後 10:00 ~ 午前 6:00	

利用者負担金

お支払い頂く利用者負担金は次の通りです。

	身体介護	生活介護	身体介護に引き続き生活介護を30分以上行った場合の加算
30分未満	2,540円	830円
30分以上1時間未満	4,020円	2,290円	1,660円
1時間以上30分を増すごとの加算額	5,840円	2,910円	2,490円
	830円
初回加算	200円		
緊急時訪問介護加算	100円		
早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増です。			
深夜（午後10時～翌朝6時）は50%増です。			

保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、いったん利用者が、訪問介護サービス費（10割）を支払い、その後当事業所から発行したサービス提供証明書書を市町村窓口へ提出しますと、保険給付分（9割）の全額払い戻しを受けられます。

介護予防訪問介護費（1ヶ月につき）

【要支援2である者に限る】	回数	介護予防訪問介護費	自己負担金
介護予防訪問介護（I） （要支援1～要支援2）	1週に1回程度	12,340円	1,234円
介護予防訪問介護（ ） （要支援1～要支援2）	1週に2回程度	24,680円	2,468円
介護予防訪問介護（ ） （要支援2）	1週に3回以上	40,100円	4,010円
初回加算		2,000円	200円

交通費

通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業実施地域以外は1キロメートルにつき20円です。

解約料

お客様は何時でも契約を解除することができます。料金は一切かかりません。

運営方針

事業の目的と運営の方針

事業の目的 施設の運営方針

- 1 当事業所は利用者又は居宅介護支援事業所から訪問介護の依頼があった場合は、これを受託し訪問介護事業を実施する。
- 2 事業者は、居宅介護支援事業者により作成された居宅サービス計画（ケアプラン）に基づく依頼を受けて、訪問介護サービスの提供が確保されるよう、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携調整を図り適切なサービスの提供を行う。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される訪問介護サービス等が特定の種類に偏ることないように、居宅サービス計画に沿った適切な訪問介護を提供する。
- 4 上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」(厚生省令第37号、平成11年3月31日付)第2章・訪問介護の各条項に基づく具体的な取扱い方針を遵守する。

事項	有・無	摘 要
介護支援専門員の変更		変更を希望される場合はお申出ください
調査（課題把握）の方法		包括的自立支援プログラム
介護支援専門員への研修の実施		年1回以上の研修
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料		無料

職員体制（主たる職員）

区分	常勤・非常勤者	資格	業 務 内 容
管理者	常勤1名	施設長	事業所の統括
サービス提供責任者	常勤1名	介護職員基礎研修 修了	訪問介護計画作成・ 訪問介護他
訪問介護員	常勤換算 1.5名以上	ホームヘルパー 2級	訪問介護 (入浴・排泄・食事の介助 生活援助)

相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用の場合の相談	苦情解決責任者	施設長	師岡千恵子
	苦情受付担当者	サービス提供責任者	坂井真由美
	第三者委員	評議員	三井静江・監事 宮澤栄一
	ご利用時間	日曜日を除く毎日9:00~17:00まで	
	ご利用方法	電話・面談・手紙等いずれの方法でも結構です。	

公的機関においても、次の機関において苦情申立てができます。

長野市保健福祉部介護保険課	所在地	長野市大字鶴賀1613
	電話番号	026-224-7991
	FAX	026-224-5247
長野県国民健康保険団体連合会	所在地	長野市大字西長野字加茂北143-8
	電話番号	026-238-1555
	FAX	026-238-1560
長野県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	長野市若里1570-1
	電話番号	026-226-2035
	FAX	026-291-5180